

日本法令の外国語訳資料
——英文官報を中心として

松浦好治
木村垂穂*

I はじめに

日本法令の外国語訳は、明治期以後、断続的にはあるが、さまざまな形で行われてきた。

明治期は不平等条約改正の環境を整える目的があり、戦後占領期は連合軍最高司令官総司令部（GHQ。以下、「連合軍総司令部」「総司令部」と略称する場合がある）の指令に対応する必要があった。現在取組が行われている法令外国語訳は、社会のグローバル化が進行する中で、日本の法令が容易に、また正確に理解されることの重要性を念頭に置いており、国際取引の円滑化（国際競争力の強化）、対日投資の促進、法整備支援の推進、日本に対する国際理解の増進、在日外国人の生活上の利便向上などに意義のあることが指摘されている¹⁾。

本稿は、それら日本法令の外国語訳を概観した上で、戦後占領期に刊行されていた官報の英訳版（英文官報）に焦点をあて、英文官報がどのような内容と特色を持っているかを明らかにすることを通して、法令外国語訳と法令翻訳辞書の検討を行う上で英文官報が持つ意義を考察するものである。

* 本稿の作成にあたっては、筆者二名で事前打ち合わせを行い、実際の調査と原稿の執筆は、木村が担当した。原稿について、両名で検討を行って最終的加筆修正の上、内容を確定した。

1) 山本拓「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する政府の取組」ジュリスト1312号（2006年）10頁以下、「資料 法令外国語訳・実施推進検討会議『最終報告』」同18頁以下。

II 日本法令外国語訳の概観

ここでは、明治期以後、日本で行われてきた主要法典の外国語訳事業を概観する。

1 明治・大正期の外国語訳

明治期の法典編纂作業は、条約改正交渉と密接な関係があり、日本が西欧式の法制度を確立していくことを諸外国に示すため、主要法典については積極的に外国語への翻訳がなされていた。

明治期には、まず、1880年（明治13年）制定の旧刑法（太政官布告36号）・治罪法（同37号）の仏語訳²⁾、1889年（明治22年）制定の大日本帝国憲法・皇室典範等の英語訳（伊東巳代治による翻訳）³⁾があり、富井政章、レーンホルム（Ludwig Hermann Lönholm）らによる1896年（明治29年）制定の明治民法（法律89号）の仏語訳⁴⁾、レーンホルムによる同独語訳・英語訳⁵⁾のほか、旧商法、商法、旧旧民事訴訟法（明治民事訴訟法）、刑法、旧旧刑事訴訟法（明治刑事訴訟法）の仏語訳または英語訳⁶⁾がある。翻訳ではないが、ボアソナード（Gustave Émile

2) 旧刑法 Code pénal : promulgué par le décret n° .36, le 7° mois de la 13° année de Meiji (traduction) : Imprimerie Impériale (Tokio, 1881).

治罪法 Code de procédure criminelle : Promulgué par le décret n° .37, le 7° mois de la 13° année de Meiji : Imprimerie Impériale (Tokio, 1881).

3) Ito, Count Hirobumi ; translated by Ito, Miyoji. Commentaries on the Constitution of the Empire of Japan (Igirisu-Horitsu Gakko, 1889). 本書は伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』（哲学書院、1889年〔明治22年〕）の英語訳だが、appendixとして、大日本帝国憲法と同日に公布された貴族院令（勅令11号）、議院法（法律2号）、衆議院議員選挙法（法律3号）、会計法（法律4号）の英語訳を収録している。

4) Motono, I. [et] Tomii, M. (Traduction). Code civil de l'Empire du Japon : Livres I, II & III (Dispositions générales—Droits réels—Droit de créance) Promulgués le 28 avril 1896 (丸善株式会社, 1900).

Loenhholm, L. H. et Adam, Jules (Traduction). Code civil de l'Empire du Japon : Livres IV et V : famille et successions (Maruya, 1902).

5) Lönholm, L. H. (Übersetzt). Das Bürgerliche Gesetzbuch für Japan, 2.Aufl. (Selbstverlag des Verfassers, Maruya, 1897-1898).

— (tr). The civil code of Japan (Maruya, 1898).

6) 旧商法(1890年〔明治23年〕法律32号) Commercial code of Japan (Shihosho, 1893).

商法(1899年〔明治32年〕法律48号) Loenhholm, L. (Trad.). Code de commerce de l'Empire du Japon (Maruya et Cie / Libr. de la Société du recueil général des lois et des arrêts, 1899).

Boissonade) による旧民法財産法部分の仏語テキスト⁷⁾も挙げておく必要がある。

大正期には、デ・ベッカー（Joseph Ernest de Becker）が旧民事訴訟法（大正民事訴訟法）の英語訳を行っている⁸⁾。大正以降の法令翻訳においては、英語への翻訳が中心となっている⁹⁾。

2 昭和前期の法令翻訳

1930年代になると、国際連盟協会法典英訳委員会による翻訳と書籍の刊行作業が行われている。

同委員会は、国際連盟に国際知的協力委員会が設置され、それに応じて設置された国内委員会の委員長に推挙された山田三良が、一般普通の文化よりも日本の法制を欧米人に理解させることが急務だという考えの下に組織したもので、山田三良を議長とし、末延三次や高柳賢三が作業の中心的な役割を担って、検討会合を重ね、まず商法の、次いで民法の英語訳を行った¹⁰⁾。商法全2巻と、民法の第1巻は注釈付で刊行されて

旧民事訴訟法（明治民事訴訟法。1890年〔明治23年〕法律29号）The code of civil procedure of Japan : Promulgated on the 21st day of the 4th month of the 23rd year of Meiji (21st April, 1890) (Shihosho, 1892).

刑法（1907年〔明治40年〕法律45号）Loenholm, L. H. (Trad.). Code pénal de l'Empire du Japon. (印刷：Japan Mail Office, 発行：丸善書籍株式会社, 1907).

旧刑事訴訟法（明治刑事訴訟法。1890年〔明治23年〕法律96号）Code de procédure pénale (Shihosho, 1892).

7) Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs : Traduction officielle, Tome 1 (Imprimerie Kokubunsha, Tokio, 1891).

8) 旧民事訴訟法（大正民事訴訟法。1926年〔大正15年〕法律61号「民事訴訟法中改正法律」による改正を織り込んだ民事訴訟法）De Becker, J. E. (tr). The Code of Civil Procedure of Japan (Butterworth, 1928).

デ・ベッカーは、レーンホルム同様、多数の法令翻訳（英語訳）を行っている（De Becker, J. E.. Annotated civil code of Japan, 4v. [Kelly & Walsh, 1909], ——. Commentary on the commercial code of Japan, 3v. [Butterworth, 1913], ——. The criminal code of Japan : Translated from the original Japanese text by J. E. de Becker [Kelly & Walsh, 1907] など）。

9) 英語以外のものとしては、商法の仏語訳がある。Ripert, Georges [et] Komachiya, Sozo (traduction). Code de commerce de l'empire du Japon : traduction française avec une introduction et des notes par Georges Ripert, Sozo Komachiya (Librairie de jurisprudence ancienne et moderne, L. Chauny et L. Quinsac, 1924).

10) 法典英訳委員会について及びその翻訳作業については、山田三良『回顧録』（山田三良先生米寿祝賀会、非売品、1957年）146頁以下、及び後掲注11)に掲げた各文献のはしがきを参照。

いる¹¹⁾。

このほか、昭和前期には、シーボルト（William J. Sebald）による民法、刑法の英語訳がある¹²⁾。

3 戦後占領期の法令翻訳

戦後占領期には、連合国総司令部の指令に基づいて、官報英訳版（英文官報）の刊行が行われ、それから派生する形で、法令の所管府省庁による主要法令の外国語訳（主に英語訳）が行われた。

官報英訳版（英文官報）と所管府省庁による主要法令の外国語訳については、後述する。

なお、占領期には、政府が国会に付議する法律案や予算案は、連合国総司令部による事前の審査を受ける必要があった。英文官報発行前に制定された法律の改正案が審査の対象となる場合は、日本語正文と英文のほか、被改正法令全文の英語訳を参照法律として用意することが原則とされていた¹³⁾。

4 その後の法令翻訳

1952年〔昭和27年〕4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約5号）が発効し、英文官報の発行が廃止された後も、民法・刑法などについては、所管府省庁による翻訳が行われたが、定期的な刊行は行

11) 国際連盟協会法典英訳委員会（編）. The commercial code of Japan, annotated, 2v. (The Codes Translation Committee : The League of Nations Association of Japan, 1931-1932), —. The civil code of Japan, annotated vol.1 (日本外政協会, 1944)。また、注釈付ではないが、同委員会による民法全体の翻訳として、法典英訳委員会（訳）. The Civil Code of Japan, Tentative Draft No.1-5 (日本国際協会, 1936-40) がある。

12) Sebald, W. J. (Tr). The Civil Code of Japan (J.L.Thompson & Co., Butterworth & Co., 1934), —. The Criminal Code of Japan : translated and annotated by William J. Sebald (The Japan Chronicle Press, 1936)。シーボルトの翻訳は、後に法務府の資料にも使用された (The Penal Code of Japan : law for the partial amendments of the penal code : original translation by Siebold [法務図書館検索結果ママ] [シーボルト『英訳日本刑法』] [Japan, 1949])。

13) 一部改正法案を作成する場合でも、まず、旧法の全文を翻訳していたものと思われる。1950年（昭和25年）11月6日連法合1374号（外務事務次官発）「連合国総司令部ガヴァメント・セクションによる法令等の事前審査手続要綱送付の件」及び同文書添付の要綱（国立公文書館所蔵文書、請求番号：分館-05-047-00・平12経企00037100。以下、国立公文書館所蔵文書の引用は、同館資料の請求番号を記載して行う）参照。

われていない¹⁴⁾。比較的頻繁に翻訳（改訂）が行われた分野としては、労働法¹⁵⁾が、単独の法令では、著作権法・法人税法¹⁶⁾のそれぞれ英語訳がある。

このほか、この時期には、ブレイクモア（Thomas L. Blakemore）による刑法の英語訳¹⁷⁾があり、また、英文の綜合法令集が刊行されている¹⁸⁾。

インターネットの利用が普及し、政府関係の情報がインターネット上で公開されるようになると、府省庁が英文のウェブサイトを開設し、そこで所管法令の英訳公開を行う例がみられるようになった。ただし、その数は多くなく、公開件数は2004年（平成16年）10月時点で91件であったことが報告されている¹⁹⁾。

-
- 14) The Civil code of Japan (Supreme Court, 1959), The civil code of Japan : translation (Ministry of Justice, 1962), The Constitution of Japan and Criminal Statutes (Supreme Court of Japan, 1958), Criminal Statutes : translation , 2 vols. (Ministry of Justice, 1970).
- 15) Ministry of Labour (ed.). Japan labour laws 1968 (英文日本労働法令集) (Institute of Labor Policy [労務行政研究所], 1968), ———. Labour laws of Japan 1980 (英文日本労働法令集) (Institute of Labour Policy, 1980), ———. Labour laws of Japan 1990 (英文日本労働法令集) (Institute of Labour Administration [労務行政研究所], 1990), ———. Labour laws of Japan 1995 (英文日本労働法令集) (Institute of Labour Administration, 1995) など。
- 16) Oyama, Yukifusa et al. (Tr). Copyright Law of Japan (Copyright Research and Information Center [著作権情報センター], 1993). このほか、1996、1997、1999、2001、2003、2004、2005、2006、2008 (March, September)、2009、2010、2011、2012、2014年に刊行されている)、五味雄治（編著）『和英対訳法人税法——関連する租税特別措置法を含む1993』（租税資料館、1994年）。以降、年版として刊行。平成21年版以降はホームページのみで公開。ただし、五味雄治、本庄資（編著）平成24年版は国立国会図書館に所蔵がある。
- 17) Blakemore, Thomas L. (Tr). The criminal code of Japan : as amended in 1947 and the minor offenses law of Japan (Nippon Hyoron-sha, 1950), ——— (Tr). The Criminal code of Japan, as amended in 1954 and the minor offenses law of Japan, 2nd ed. (C.E. Tuttle, 1954). ブレイクモアによる刑法の翻訳には、高柳賢三らとの preview を行ったものである旨が記載されている。
- 18) EHS Law Bulletin Series (加除式。11分冊、英文法令社)。綜合法令集だが、法令によっては最新の条文の翻訳ではないものがあるという指摘を受けている（千代正明「日本法令の外国語訳整備の課題」レファレンス2005年7号6頁）。なお、発行元の設立時資料によると、英文官報の作業を法令集の形で引き継ぐことが考えられていたように思われる（「紹介」https://www.eibun-horei-sha.co.jp/inf.php?v_id=70）、及び「財団法人英文法令社の設立許可について」〔国立公文書館本館-3D-025-00・平7文部01628100〕に収録されている「設立趣意書」、「事業計画書」を参照）。
- 19) 「省庁のホームページ上で公表されている法令等の外国語訳」（司法制度改革推進本部国際化検討会法令外国語訳に関するワーキンググループ配付資料。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/kokusaika/hourei3/hourei3siryou2.pdf>）。

法令外国語訳が、公的な機関によって本格的に行われるようになるのは、次に述べる日本法令外国語訳データベースシステムにおいてである。

5 日本法令外国語訳データベースシステム

現在、公的な機関が組織的に法令の翻訳を行っているものに、ウェブサイト上で提供されているデータベースシステムがある。明治期以降の翻訳対象が、多くの場合、いわゆる六法を中心とした主要法典に限定されていたのに対して、このデータベースシステムでは、より広範な法令を翻訳対象としていく姿勢がみられる。

以下、簡単に触れておく。

2009年4月から、「日本法令外国語訳データベースシステム」(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)が、公開されている。

同サイトは、法務省が運営する日本法令の翻訳を提供するウェブサイトで、政府の司法制度改革の一環として提供されており²⁰⁾、日英切り替え機能、検索機能等ユーザー向けの機能と各省庁担当者向けの機能を持ち、日本の主要法令の英訳、法令用語日英標準対訳辞書等を無償で公開している²¹⁾。

2015年3月末現在の公開翻訳数は344件、別に暫定版として公開中のものが145件ある。

翻訳は、関係府省庁の連絡会議で決定される翻訳整備計画に基づいて、担当府省庁が行うこととされており、法令用語日英標準対訳辞書の充実・改訂とウェブサイトの設置・維持等は、法務省が担当している。

本システムについては、名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センターが、設計・開発に参画している²²⁾。

20) 2009年3月までは、内閣官房によって暫定的な公開がなされていた。

21) 同サイトに掲載された英語訳を、体系的に分類・編集し、書籍として販売することも行われている。柏木昇(監修)『JSB 英文六法 第1巻I 会社法・商法編』(信山社、2014年)。

22) 政府の取組、システムの特徴等については、大谷太「日本法令の外国語訳の新展開——日本法令外国語訳データベースシステムの運用開始に寄せて」法律のひろば62巻6号41頁(2009年)を、本データベースを含む法令外国語訳プロジェクトの学問的意義については、松浦好治「法令外国語訳プロジェクトの意義——日本法・法制度の国際通用性」ジュリスト1377号(2009年2頁)を参照。

本システムの設計・開発については、外山勝彦・齋藤大地・関根康弘・小川泰弘・角田篤泰・木村垂穂・松浦好治「日本法令外国語訳データベースシステムの設計と開発」情報ネットワーク・ローレビュー11巻33頁(2012年)を参照。

日本法令外国語訳データベースシステムは、公開以来、順調に稼働しているが、問題がないわけではない。

翻訳、特に法令の翻訳は、多くの時間と労力を必要とする。本データベースについても、翻訳法令の公開件数が予定を下回っており、公開した法令の改廃が公開データにすぐには反映されない問題があるが、ここでは、翻訳以前の問題として、以下の点を指摘しておく。

翻訳にあたって、翻訳元のテキスト（日本語の法令テキスト）をどこから入手するかが、担当府省庁に任されていたこともあって、翻訳原本に誤りのあるテキストが使用されている場合がみられることである。確認した誤りは順次訂正されているものと思われるが、日本語法文の誤りは、翻訳した英文の誤りにつながる場合が多い²³⁾。事故を減らすためには、翻訳の前に日本語法文を校正するか、少なくとも、信頼のおける法令集を指定し、翻訳原文はそれによることとするなどの対策が必要であろう。

Ⅲ 法令翻訳資料としての英文官報——英文官報解題

ここでは、戦後占領期に行われた法令翻訳について、官報の英訳版（英文官報）を中心に検討を行う。

23) 現在は訂正されているが、公開当初の刑法（1907年〔明治40年〕法律45号）のテキストには数多くの誤りがあった。

現在確認できる誤りの例としては、暫定公開中の条文だが、刑事訴訟法（1948年〔昭和23年〕法律131号）80条中の「監獄」(prison)がある。言葉の意味が伝わらないような誤りではないが、現行条文は「刑事施設」(penal institution)である。初期公開時のデータに改正の織込みが不統一だった不具合があり、後に訂正されたが、この条についてはその改正が織り込まれていない。その他、下記の例がある。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（2001年〔平成13年〕法律95号）1条条文見出し「(目的)」は、「(趣旨)」の誤りである。

地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年〔平成10年〕法律117号）28条と42条は条名を除く条文が入れ替わっており、28条の条文は42条の、42条の条文は28条の条文の誤りである。また、28条は本来条文見出しのない条だが、42条と同じ条文見出しが誤って挿入されている。翻訳の際に使用したデータが、入れ替わっていた誤りに気づかなかったものと思われる（現行の同法28条と42条は、2002年〔平成14年〕法律61号の改正で追加されたものだが、追加時の条名は、それぞれ、28条と29条で、隣同士の条であった。条移動の改正〔2006年（平成18年）法律57号〕を織り込む際に誤って処理したものと考えられる。

自衛隊員倫理法（1999年〔平成11年〕法律130号）2条2項4号中「三級以上」は「三級」の誤りである。

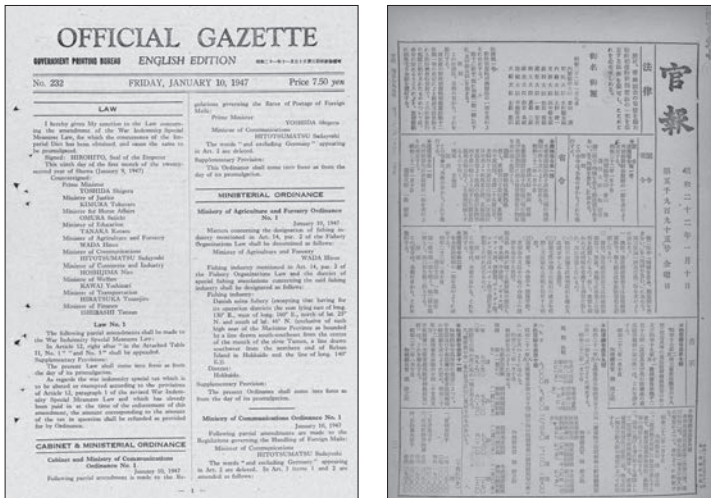
1 官報の英訳版（英文官報）

英文官報（Official Gazette, English Edition²⁴⁾は、戦後占領期に、大蔵省（当時）外局の印刷局（Government Printing Bureau）²⁵⁾から発行されていた官報（邦文）の英訳版である。

一般に「英文官報」と呼ばれているが、「官報英語版」「官報英訳版」と呼ばれることがある²⁶⁾。

英文官報の製作用業は、官報について、その文言だけでなく、官報掲載の形式についても忠実に英文上に再現することを方針として行われた（図1参照）。

図1 官報と英文官報——官報の形式の再現



英文官報（名古屋大学所蔵）

官報（名古屋大学所蔵）

24) タイトルを Official Gazette とし、English Edition (English ed.) を版事項として扱う場合があるが（国立国会図書館など）、English Edition がタイトルの一部として扱われ、資料検索の際に English Edition を加えたほうが特定が容易な場合がある（国立公文書館・国立国会図書館支部法務図書館）ことから、本稿では、English Edition をタイトルの一部として扱う。なお、国立国会図書館の版事項は、English Edition ではなく English ed. で、Official Gazette, English ed. で検索すれば、書誌情報を特定することができる。

25) 1949年（昭和24年）6月以降は、印刷庁（Government Printing Agency）。以下、組織名は、当時のものを用いる。

26) 国立公文書館のデジタルアーカイブでは、「英文官報」を検索語として検索すると、英文官報関係行政文書の書誌情報がまず表示され、「官報英語版」で検索すると、英文官報そのものの書誌情報が表示される。

英文官報に掲載された法令に注目すると、その掲載内容は、発行期間が戦後占領期に限られているものの、当時の法令翻訳がどのように行われていたかを知る上できわめて有用な資料となっており、その翻訳自体も、当時としてはかなり高いレベルで行われていたと考えられる。

以下においては、行政文書を主な素材とし、大蔵省印刷局の文献も参照して、まず、戦後占領期に刊行されていた英文官報について、その刊行がどのように行われていたか、これまでに行われてきた日本法令外国語訳事業の中でどのような特色があったかを確認し、その上で、法令外国語訳と法令翻訳辞書の研究に英文官報が持つ意義を検討する。併せて、現在、名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センターが作製し、公開している英文官報の画像検索・閲覧システム等についての紹介を行う。

(1) 英文官報発行の概要

まず、英文官報の発行について概観しておく。

英文官報の発行期間は、1946年（昭和21年）4月4日から1952年（昭和27年）4月28日までの約6年1ヵ月である。

官報（邦文）と同じように、本紙と号外（Extra）があり、1947年（昭和22年）11月から1952年（昭和27年）3月までは、通常の号外のほか、物価庁の告示を掲載した号外の物価版（Price Edition。物価号外）が発行されている（いずれも、官報同様、刊行期間を通じて体裁が統一されている。図2参照）。

図2 英文官報の体裁



本紙第1号（法務図書館所蔵）



本紙最終号（法務図書館所蔵）



号外（名古屋大学所蔵）



物価号外第1号（名古屋大学所蔵）

このほか、本紙・号外と号外物価版それぞれに、月別の目次（Contents）があり、また、帝国議会議事速記録（第90回～第92回。衆議院：Minutes of the Proceedings in the House of Representatives、貴族院：Minutes of the Proceedings in the House of Peers）、国会会議録（第1回～第13回途中まで。衆議院：Minutes of the Proceedings in the House of Representatives、参議院：Minutes of the Proceedings in the House of Councillors）が号外として発行されていたことも、官報と同じである。

筆者らが現在までに発行を確認した号数は、本紙1,828号、号外（Extra）974号、号外物価版（Extra Price Edition）418号の計3,220号（ほかに本紙訂正版〔Corrected Edition〕1号）である。この号数は、本紙・号外物価版に関しては、実際の発行号数（各号に表示された号数による）だが、号外（Extra）に関しては、確定した発行号数ではなく、発行を確認した号数である²⁷⁾。

27) 「発行を確認」としたのは、英文官報が、官報同様、正確な発行状況が把握できない状態にあることによる。

現在の官報号外は、暦年ごとに1から始まる号数が通し番号で表示されているが、これは1948年（昭和23年）9月7日以降に発行された号外についてとられている措置で、それより前に発行された号外には、暦年通し番号の表示がない（「官報号外の整理番号統一について」官報1948年〔昭和23年〕9月6日6494号48頁参照）。

官報については、正確な発行記録が残されていないとされている。したがって、1948年9月6日までの号外については、各所蔵機関の蔵書で現物の確認ができるものが発行されていたとしかいうことができない。暦年で通し番号が付されている法律や政令などについては、掲載された法令の番号が飛んでいれ

当初、英文官報は、連合国軍最高司令官総司令部に納入する目的で製作されていたが、一般の購読希望もあり、1946年（昭和21年）12月2日付本紙203号から、定価を付して販売するようになった²⁸⁾。

（2）英文官報に関するこれまでの研究

英文官報そのものを研究対象とした先行研究は見当たらないが、官報業務担当者による事業報告としての性格を持つものがある。大蔵省印刷局の『大蔵省印刷局百年史』（1974年）と『官報百年のあゆみ』（1983年）である²⁹⁾が、英文官報に関する部分について、この二つの文献は同内容である。これらには、英文官報の発刊から終刊までの経緯が記載されており、とりあえず刊行にこぎつけるためどのような作業が行われたか、その後、安定的な作業環境の確保にどのような整備が必要だったかなど、当時の作業体制の概要に関する情報を得ることができる。

英文官報を資料として用いた先行研究で、英文官報によることを明示している文献も、数は少ないが、いくつか見られる。

財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学比較地方自治研究センター『官報自治関係用語日英対照表』³⁰⁾は、ひとつの法律分野における法令用語について日英の対応関係を示すものである。官報（邦文）から自治関係用語をリストアップし、英文官報の該当部分と照らし合わせて抽出した英訳を使用して作成した日英対照表（五十音順・法令順）で、訳語に検討の余地のあるものや、訳語が一通りでないものについては備考欄に注記がある。現在は、政策研究大学院大学比較地方自治研究セン

ば、そこに欠号のあることまでは分かるが、公告など通し番号がついていないものもあり、脱落を把握できない場合がある。この点は、官報の英訳版である英文官報についても同様である。

28) 本紙各号の価格の変遷は、以下の通りであった。

1946年（昭和21年）12月2日付203号以降	7.50円
1947年（昭和22年）11月1日付478号以降	18.00円
1948年（昭和23年）4月1日付599号以降	28.00円
1951年（昭和26年）9月1日付1632号以降終刊まで	45.00円

29) 大蔵省印刷局『大蔵省印刷局百年史 第3巻』（大蔵省印刷局、1974年）605頁以下、大蔵省印刷局『官報百年のあゆみ』（大蔵省印刷局、1983年）102頁以下。以下、『百年史』、『百年のあゆみ』と略称する。

30) 財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学比較地方自治研究センター『官報自治関係用語日英対照表（改訂版）』（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学比較地方自治研究センター、2008年。平成17年度版2006年、平成18年度追補版2007年）。

ターのウェブサイトでも公開されている³¹⁾。

英文官報に掲載された英訳文から、法令の解釈を検討するものがある。

森田寛二の論考は、憲法・行政法分野のいくつかの論点について、それを規定する法令条文（邦文）の文言を英文官報に掲載されたテキストと対照し、英文にみられる条文間の記述の相違から、通説的解釈を批判的に検討するもので、日本国憲法、制定時の内閣法・国家行政組織法・国家公務員法が対象とされている³²⁾。

英文官報で使用した翻訳例をまとめた文献もある。『旬刊時の法令解説』に掲載された「OFFICIAL GAZETTE Note」³³⁾は、英文官報に掲載された翻訳例を、用例を含む和英用語集の形式で紹介するもので、「相手方 the other party」から「同様 The same ～である ㍷ これを変更しようとする場合も同様である The same shall apply to the case where alterations thereof are proposed.」までの242項目が取り上げられている。

また、伊藤重治郎（編）『和英法律語辞典』³⁴⁾は、実際に使用されている翻訳例を法務事務官がまとめたもので、出典法令条項の注記を付した用例が多く収録されており、本文896頁（後に補遺346頁を追加）の労作である³⁵⁾。英文官報によった旨の記載はないが、英文官報の用例が多く収録されているため、ここに掲げる。収録されている用例には、英文官報に掲載されていない条文のものもあり（例えば、民法財産法部分の

31) <http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/01/index.html>。

32) 森田寛二『公務員制度改革の憲法違反性』（信山社、2003年）、——『憲法制定の《謎》と《策》（上）』（信山社、2004年）、——「正方向の憲法九条論を（上）（中）（下）——憲法九条二項後段の〈独自性〉など」自治研究80巻11号83頁・12号67頁（以上、2004年）・81巻1号89頁（2005年）、——「政府筋の憲法解釈・行政法解釈に関する断章（一）～（七）——憲法六五条の「行政権」と人事院の位置などと〈英文官報〉と」自治研究81巻6号81頁・7号18頁・8号20頁・10号19頁・11号66頁（以上、2005年）・82巻1号21頁・4号51頁（以上、2006年）〈未完〉。

33) 「OFFICIAL GAZETTE Note（その一）～（その16）」旬刊時の法令解説5号11頁・27頁、6号25頁（以上、1950年）、19号26頁、20号23頁、21号表紙の三、23号表紙の三、25号表紙の三、28号表紙の三、32号表紙の三、34号表紙の三、40号表紙の三、41号表紙の三、43号表紙の三（以上、1951年）、45号表紙の三、47号表紙の三（以上、1952年）。掲載は日本語の読みのアルファベット順。連載はアルファベットdの途中で終わっている。

34) 伊藤重治郎（編）『和英法律語辞典』（大学書房、1951年）増補版1953年）

35) 筆者木村が所蔵するものは、最高裁判所の発行で、扉の裏に、「本書は、法務府事務官伊藤重治郎氏の編纂にかゝるものを同氏の承諾を得て印刷したものである」という最高裁判所事務総局による「まえがき」が挿入されている。本書が実務資料として用いられていたことを示すものである。

用例³⁶⁾、バランスのとれた内容になっている。

2 英文官報発行の経緯

(1) 連合国軍最高司令官総司令部の覚書

英文官報の発行は、戦後占領期、1946年（昭和21年）3月15日付連合国軍最高司令官総司令部の覚書に記載された指令に基づいて決定された³⁷⁾。

覚書の内容は、日本政府に、以下の3点を指示するものであった。

- ① 毎日の官報の正確に翻訳された印刷英語版 300部を連合国総司令部に提出すること
 - ② 官報の英語版を日本語版の発行と同日に提出すること
 - ③ 英語版の発行を、遅くとも、指令受領後 20日以内に開始すること
- 上記覚書の英文は以下の通りである³⁸⁾。

GENERAL HEADQUARTERS

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 350.05 [ママ] (15 Mar 46) GS APO 500
(SCAPIN-744-A) 15 March 1946

MEMORANDUM FOR : Imperial Japanese Government.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Translation of the Official Gazette (Kampo).

36) 英文官報は官報の英訳版であり、一部改正法令など、その法令の全文が掲載されない場合がある。英文官報の刊行期間中に全文が公布されなかった法令については、その法令全体についての日英用語対照表や翻訳辞書を、官報と英文官報のみで作成することはできない。後掲注 75) 参照。

37) AG350.03 (15 Mar 46) GS (SCAPIN 744-A) , 15 March 1946。英文官報に関する連合国軍最高司令官総司令部の覚書については、「日本政府刊行物についての覚書写送付の件」(国立公文書館本館 -2A-010-04・類 03553100) を参照。

38) 英文覚書の画像は、竹前栄治監修『GHQ 指令「SCAPIN-A」総集成』2巻(エムティ出版、1997年) 803頁に収録されている。画像では、SCAPIN 744-Aは、「AG350.03」ではなく「AG350.05」と記載されているが、その後の覚書を含め、日英いずれの文書でも「AG350.03」とされている。

SCAPIN 744-A の日本語訳は、「英文官報原稿翻訳に関する懇談会記録 No.22」(国立公文書館本館 -4E-018-00・雑 04143100) のほか、異なる翻訳が、「英文官報発行ニ関スル件」(国立公文書館本館 -2A-010-11・類 02964100)、前掲注 37) 「日本政府刊行物についての覚書写送付の件」に収められている。

1. The Imperial Japanese Government is directed to furnish General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers with three hundred (300) printed copies of an accurately translated English edition of the daily Official Gazette (Kampo) .

2. It is further directed that the English edition of the Official Gazette be furnished on the same day that the Japanese edition is issued.

3. It is further directed that publication of the English edition begin at the earliest possible date and in any event not later than twenty (20) days after the receipt of this Memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

B. M. FITCH,
Brigadier General, AGD,
Adjutant General.

この指令は、後に変更され、1949年（昭和24年）2月1日以降は、国会議事録・国会提出議案などを加え、下記4点を納入することとされた³⁹⁾。

- ①本紙及び号外を含む日刊官報並びに国会両院議事録の正確な英訳版各300部⁴⁰⁾
- ②連合国軍最高司令官総司令部認可済み国会提出議案の正確な英訳印刷物110部⁴¹⁾
- ③本紙及び号外を含む日刊官報並びに国会両院議事録各125部
- ④連合国軍最高司令官総司令部認可済み国会提出議案の和文印刷物65部

39) AG 350.03 (3 Nov 48) AG (SCAPIN 6357-A) , 7 February 1949 (前掲注 37)「日本政府刊行物についての覚書送付の件」参照。英文覚書の画像は、前掲注 38) 竹前監修『GHQ 指令「SCAPIN-A」総集成』15巻〔エムティ出版、1997年〕8768頁に収録されている。

40) 両院の議事録（議事速記録）は、官報（邦文）号外として刊行されていたものの英訳版で、1946年（昭和21年）の第90回帝国議会分から発行されていた。この覚書で新たに製作を指示されたものではない。

41) 連合国総司令部による法律案その他の事前審査については、前掲注 13) 1950年（昭和25年）11月6日連法合 1374号（外務事務次官発）「連合国総司令部ガヴァメント・セクションによる法令等の事前審査手続要綱送付の件」及び同文書添付の要綱（国立公文書館分館 -05-047-00・平 12 経企 00037100）参照。

上記部数は、「日本国との平和条約」調印後の1951年（昭和26年）12月1日以降は減数され、それぞれ、100部、35部、85部、30部の納入とされた⁴²⁾。

(2) 日本政府の対応——各省庁官報報告主任会議の議事内容

1946年（昭和21年）3月15日の覚書（SCAPIN 744-A）を受けて、同年3月22日に各省（庁）主任官会議（各省庁官報報告主任会議）が開催され、発行に向けての検討が行われた⁴³⁾。

同会議では、①英訳文作製及び取扱要領、②官報登載事項中英文官報登載事項の省略、③邦文官報登載事項の整理が議題とされた。以下、議題に沿って議事内容を概観する。

(a) 英訳文作製及び取扱要領

英文官報に掲載する英訳文について、法律、勅令等、掲載事項の種別ごとに、その作製担当省庁、原稿送付先等を定め、法律・勅令等で法制局の審査等の結果修正されたものは修正通りの英文原稿を作成すること、英文原稿は全て官報（邦文）掲載の通りの訳文とすること（上諭文、御名御璽、年月日、副署大臣名も記載する）等を確認し、併せて、英文官報の発行を4月4日からとすること⁴⁴⁾、英文原稿は、邦文原稿と同時に送付すること⁴⁵⁾、正誤の原稿についても本案の原稿に準じて提出すること等が決定された。

この会議で決定された、「官報原稿英訳文の作製及びその取扱要領」は以下の通りである。

42) AG 350.03 (26 Nov 51) AG (SCAPIN 7480-A) , 26 November 1951（前掲注37）「日本政府刊行物についての覚書写送付の件」参照。英文覚書の画像は、前掲注38）竹前監修『GHQ指令「SCAPIN-A」総集成』18巻〔エムティ出版、1997年〕10540頁に収録されている。

43) 1946年（昭和21年）3月25日内閣閣甲98号「英文官報発行二関スル件」（内閣書記官長発）（国立公文書館本館-2A-016-02・枢00069100）、内閣閣甲98号の案文を取めた前掲注38）「英文官報発行二関スル件」（国立公文書館本館-2A-010-11・類02964100）、『百年史』605頁以下、『百年のあゆみ』103頁以下を参照。なお、内閣閣甲98号の案文を取めた前掲文献には、「覚」として、英文官報は日本官報を英訳したものを調製して必要部面の利用に供するもので、英文法令については正式の法制局の審査及び上奏裁可の経路を経る必要はなく、英文法令に疑義がある場合は、日本文官報によることとする旨を記載した文書が添付されている。

44) 発刊日とされた4月4日は、英文官報刊行期限とされた指令受領後20日目にあたる。

45) 官報の原稿と英文官報の原稿は同時に提出することとされたが、この点は後述のように、必ずしも遵守されず、それが英文官報発行遅延の原因になったとされる。

一、官報原稿英訳文ノ作製及其ノ取扱要領左表ノ通

種 別	作 製 庁	原稿送付先	備 考
詔 書	内閣官房総務課	印刷局官報課	
法 律	各主管省（内閣関係ハ各主務部局）	内閣官房総務課	内閣官房総務課ヨリ印刷局官報課ニ送付ス
勅 令	同	同	
条 約	同	同	
予 算	大蔵省	同	
閣 令	内閣各主務部局	同	
省 令	各主管省	印刷局官報課	
内閣訓令、告示	内閣各主務部局	内閣官房総務課	内閣官房総務課ヨリ印刷局官報課ニ送付ス
各省訓令、告示	各主管省	印刷局官報課	
人 事	各主管省（内閣関係ハ各主務部局）	内閣官房人事課	内閣官房人事課ヨリ印刷局官報課ニ送付ス
其ノ他 （叙位、叙勲、各省 限りノ人事ヲ含ム）	各主管省（庁）	印刷局官報課	内閣官房総務課ヨリ印刷局官報課ニ送付スベキモノハ内閣官房総務課ヘ送付ス
附記			
1. 法律勅令等ニシテ法制局ノ審査等ノ結果修正セラレタルモノハ修正ノ通りノ英文原稿作製ノコト 2. 英文原稿ハ総テ邦文官報掲載ノ通りノモノノ訳文タルベキコト（例ヘバ上論文、御名御璽、年月日、副署大臣名ヲモ記載スルガ如シ） 3. 内閣官房総務課ニ送付スベキ英文原稿ハ総テ二通宛送付スルコト 4. 英文原稿ハ総テタイプライターヲ用フルコト 5. 英文原稿ニハ取扱上ノ便宜ノ為欄外又ハ付箋ニ和文ヲ以テ当該原稿ノ件名ヲ標示スルコト			

二、英文官報ハ来ル四月四日発行ノ官報ヨリ実施スルコト

三、既ニ決定済ノ勅令又ハ印刷局官報課ニ送付済ノ原稿ニシテ未公布ノモノノ中四月四日以後公布セラルベキモノハ其ノ英文原稿ヲ遅クトモ公布ノ前々日迄ニ原稿送付先官庁（一ノ表参照）ニ送付スルコト

四、英文原稿ヲ印刷局官報課ニ送付ノ際ハ邦文原稿ト同時ニ送付スルコト

五、官報正誤ノ原稿ニ付テモ本案ノ原稿ニ準ジ提出ノコト

ここで重視すべき点は、掲載する英訳文について、法制局審査の結果修正されたものはその修正を織り込んだものとしたこと、その体裁も官報掲載通りの体裁によるものとしたこと、さらに、正誤についても官報と同様のものとするとしたことで、英文官報が、内容・形式ともに、官報を忠実に英語に置き換えたものとすることを確認したことである。

(b) 官報・英文官報掲載事項の整理・省略等

官報（邦文）と同時にその忠実な英訳版である英文官報を刊行することは、特に戦後間もない時期にあつては、きわめて大きな負担を伴うものであった。そのため、掲載事項の整理・省略を行うことによって、翻訳を担当する各省庁の負担軽減を諮ることが必要だという視点から、各省（庁）主任官会議（各省庁官報報告主任会議）では、次の二点が議題に加えられ、検討された。

官報には掲載するが、英文官報への掲載は省略する「官報登載事項中英文官報登載事項の省略」と、官報そのものの掲載事項を整理・省略する「邦文官報登載事項の整理」である。

「官報登載事項中英文官報登載事項の省略」については、関係省庁が省略希望事項を終戦連絡中央事務局に資料を整えて提出し、同局主催で会合協議の上、連合国総司令部に申請することになり、また、「邦文官報登載事項の整理」については、大蔵省印刷局の案を各省庁で研究の上、意見を1946年（昭和21年）3月25日までに内閣に申し出て検討し、決定することになった。作業を簡素化し、確実な発行を行うため、これらについては同年4月4日の英文官報刊行期日に間に合うよう処理することとされたが、英文官報登載事項の省略については、その実施が記録上確認できるのは、後述するように、1948年（昭和23年）である。

「邦文官報登載事項の整理」については、決定した整理方針を通牒し、1946年（昭和21年）4月1日に一旦は実施したものの⁴⁶⁾、連合国総司令部の了解が得られず、大幅に修正した整理方針を再度通牒し、同年5月1日から実施した⁴⁷⁾。

46) 1946年（昭和21年）3月28日内閣閣甲110号「官報掲載事項ノ整理ニ関スル件」（内閣書記官長発）（国立公文書館本館-2A-016-02・枢00069100〔件名番号022〕）。

47) 1946年（昭和21年）4月25日内閣閣甲146号「官報掲載事項の整理に関する件改定の件」（内閣書記官長発）（国立公文書館本館-2A-016-02・枢00069100）

修正後の方針によって官報掲載を省略することとされたのは、以下の項目に止まったため、思い通りの負担軽減にはならなかった⁴⁸⁾。

- ①叙任及び辞命中定例の叙位及び叙勲
- ②宮廷録事（ただし特別のものを除く）
- ③彙報中
 - (i) 官報掲載を省略された人事の取消、訂正、異動（死亡、改姓を含む）
 - (ii) 褒賞に関する事項（警察功労章、官吏顕功章等特別のものを除く）
 - (iii) 学位授与に関する事項
- ④前各号の外、官報によって一般に周知、公布乃至公示の必要なしと認められるもの

なお、官報掲載事項については、「官報、法令全書、週報、職員録、官庁刊行図書月報等ノ発行ニ関スル件」（昭和18年閣令・大蔵省令1号）に「官報ハ詔書、法令、予算、条約、叙任、辞令、宮廷録事、官庁彙報、帝国議会ニ関スル事項、地方行政彙報並ニ法令、政策、内外ノ情勢、経済、學術技芸其ノ他ニ関スル解説及資料等ヲ掲載スルモノトス」（1条）とする定めがあったが、上記修正は、改正によらず運用で行い、その他の法令で改正が必要なものは改正を行うこととされた⁴⁹⁾。

当初決定し、短期間実施した省略事項は以下の通りである。

〔件名番号025〕。なお、この通牒は、英文官報終刊後、1954年（昭和29年）に廃止された（1954年〔昭和29年〕10月18日内閣閣甲184号「官報掲載事項の整理に関する件廃止の件」（国立公文書館本館-2A-010-08・類03983100）。官報発行部数の減少を食い止めるために、英文官報発行にあたって整理した官報掲載事項の復活が必要だという判断によるものとされる（『百年史』623頁以下、『百年のあゆみ』128頁以下参照）。

- 48) 官報掲載事項整理の交渉経緯については、通牒の案文を掲載した「官報掲載事項の整理に関する件」（国立公文書館本館-2A-010-11・類02964100）、及び『百年史』609頁以下、『百年のあゆみ』108頁以下を参照。

なお、その後、「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」（1949年〔昭和24年〕総理府令・大蔵省令1号。2003年〔平成15年〕内閣府令23号で「官報及び法令全書に関する内閣府令」に題名改正）で、官報掲載事項は、「憲法改正、詔書、法律、政令、条約、府令、省令、本部令、規則、庁令、訓令、通達、告示、国会事項、叙任、辞令、皇室事項、官庁事項、地方自治事項、公共企業体事項及び公告等」（1条）と規定された。現行の掲載事項は、「憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、復興庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等」（1条、附則2項）である。

- 49) 前掲注46)内閣閣甲110号「官報掲載事項ノ整理ニ関スル件」（国立公文書館本館-2A-016-02・枢00069100〔件名番号022〕）附記参照。

1 官報登載を省略する事項

①叙任辞令中

勅任待遇以上（勅任待遇相当以上のものを含む）の任免、
陸等及びその職務以外の人事
定例の叙位及び叙勲

②宮廷録事（ただし特別のものを除く）

③彙報中

官制によらない各種調査会、委員会等の規程及びその職員
の任免

官報登載を省略された人事（定例叙位・叙勲を含む）の取
消、訂正、異動（死亡、改姓を含む）

公証人の任命及び辞任

死刑執行

褒賞に関する事項（警察功労章、官吏顕功章等特別のもの
を除く）

学位授与に関する事項

その他一般周知の必要がないと認められる事項

④地方行政

⑤在外公館報告

⑥観象

⑦広告中

都、市町村の境界、市区町村役場の位置その他これに類す
る事項

学生・生徒の募集及び試験施行に関する事項（告示の例が
あれば告示共）

公債等の償還及び当籤番号

⑧その他

帝国議会本会議速記（ただし、官報以外の方法で一般に頒
布する方法を考慮する）

2 支障のない限り官報掲載を省略するよう措置する事項

①書式、様式、附表、附図、罫表

②各庁部内限りの諸給与、会計規程その他これに類する内部的
訓令、告示、達等（例えば、通牒をもってすれば足りるもの）

③彙報中

地方庁処務規程、同細則、庁舎移転、日本赤十字社に関する事項等全般的に周知の必要が少ないもの

④帝国議会欄中

議員の任命、当選及びその異動等以外の全般的に周知の必要が少ないもの

⑤広告中

医籍その他の登録、試験の施行及びその合格者
その他全般的に公広告で周知の必要が少ないもの

(3) 英文官報の発刊と作業体制

(a) 発刊時の体制

連合国軍最高司令官総司令部の覚書（指令）によって、短期間の刊行準備が必要とされたため、英文官報は、とりあえず研究社など民間企業の協力を得て、予定通り1946年（昭和21年）4月4日に刊行を開始し、帝国議会議事速記録の英訳版についても、民間会社の設備を使用して製作が行われた⁵⁰⁾。

翌1947年（昭和22年）には大部分の作業が大蔵省印刷局内で処理できるようになったが、発刊当初はともかく、翻訳体制の整備ができていなかったことや印刷設備が整っていなかったこともあって、その後の作業は順調に進まず、次項に述べるように、大幅な発行遅延が生じた。

(b) 発行の遅延と掲載事項の省略

英文官報の発行は、1948年（昭和23年）10月に平均3ヵ月の遅れがあり、特殊な号の印刷については、前年末のもので未発行のものもあった。連合国総司令部から刊行の遅れをしばしば指摘されていたが⁵¹⁾、1948年9月8日に、英文官報の発行促進に適切な措置をとるよう正式

50) 刊行開始作業については、『百年史』607頁、『百年のあゆみ』105頁以下を参照。帝国議会議事速記録の英訳版について、これらの文献は、刊行開始を1946年（昭和21年）4月20日からとしているが、日付については未確認である。第90回帝国議会の第1回本会議は、衆議院が同年6月20日、貴族院が同年6月21日であり、院の成立に関する本会議の議事速記録は、議事速記録号外として刊行されているが、いずれも5月16日付である。

51) 発行の遅れについて、印刷局長が総司令部から直接電話で呼び出されて督促されることもあったという（『百年史』607頁、『百年のあゆみ』106頁以下）。

な指示を受けたことから、総司令部側の示唆・助言も受けながら、英文官報掲載事項の省略について折衝し、その了解を得て、同年10月11日から実施した⁵²⁾。

英文官報の掲載事項省略については、特に慎重な折衝が行われた。日本側が掲載事項省略について確実に総司令部の了解を得る必要に迫られていたと考えられるが、邦文官報掲載事項整理の際の混乱（一度通牒し実施した整理方針について総司令部の了解が得られず、大幅に修正した整理方針を再度通牒し実施した）が念頭にあったものと思われる。一方、総司令部側にも、英文官報の刊行促進について、実効性のある対策をとる必要があった。当時、総司令部の示唆・助言に基づく新法令の施行にあたって、英文官報が、地方軍政部等において権威ある資料としてよく利用されるようになっていたとされており、総司令部も、そのことを考慮して、より積極的な示唆・助言を行ったものと思われる⁵³⁾。

上記折衝の結果、英文官報に掲載を省略することになったのは、下記の事項である。

①叙任及び辞令

（注）政府の重要人事は、連絡調整中央事務局を通じ、従前通り総司令部政治部に報告する。

②国会事項、ただし新たに制定される両議院規則の公示を除く。

（注）国会議事録は現行通り両院渉外課を通じ総司令部政治部に報告する。

③地方行政

（注）本欄は、従来、主として地方議会招集日の事前通告を掲載していた。

④彙報及び公告欄中純技術的性質を有する個人的司法事項に関する公告

（注）掲載を省略する事項の例

52) 英文官報の発行遅延と掲載事項省略実施については、「英文官報掲載事項省略に関する件」（国立公文書館本館-2A-029-04・昭57総00018100）を参照。同文書中の「英文官報発行促進のため英文官報所載記事整理に関するGSとの交渉経緯」に総司令部との交渉経緯が記載されている。

53) 前掲注52)「英文官報発行促進のため英文官報所載記事整理に関するGSとの交渉経緯」参照。

弁護士登録、株券の無効公告、弁護士登録の取消、遺産管理人の指名、準禁治産の宣告、準禁治産の取消、歳入徴収官の身分証明書が無効公告、失踪の宣告、裁判所による銀行破産の際の排除期間の公告

(注) 引続き掲載する事項の例

公職適否審査の公表、航路標識撤去に関連する水路部公示事項、気象電報取扱規程及び放送式中の風力階級に関する事項、函館港よりの沈没船及びその他難破船の撤去に関する事項、特許状の無効公告、行政官庁分課規定、電気技術者資格試験の施行、会社解散に伴う債権者公告、会社解散公告、会社合併公告、著作権登録、喪失倉庫証券の無効公告、資本減資公告、日本銀行日報

内閣官房次長名で作成された英文官報掲載事項省略に関する連合国軍総司令部政治部あての申請書では、これらの事項の掲載省略によって、英文官報の発行効率率は30パーセント以上改善するとしているが⁵⁴⁾、一方で、それを確実にするために、戦災で壊滅した印刷設備の可及的速やかな購入に助力が得られるよう要請（懇願）している⁵⁴⁾。

(c) 製作体制の整備と刊行促進の方策

1949年（昭和24年）7月には、懇願していた印刷機の購入が実現し、また、組織面でも、同年6月に、大蔵省外局印刷庁業務部官報課に英文編集掛が新設されて、製作面での体制は整えられたが⁵⁵⁾、英訳原稿送付の遅れと翻訳に関して、なお問題を残していた。

原稿の遅れについては、「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」（昭和24年総理府令・大蔵省令1号）で、官報報告主任が印刷局に送付する官報掲載事項の原稿には、正確に翻訳され、明瞭に記載された英文原稿を添付する旨の規定が加えられ（3条2項）、英文原稿を添えた原稿でなければ邦文原稿を受領しない方針を堅持する旨が、以下のように、内閣官房副長官・印刷庁長官の連名で通知された。

54) 前掲注52)「英文官報掲載事項省略に関する件」中の連合国軍総司令部政治部宛申請書翻訳文(三)、1949年(昭和24年)8月1日印業372号「英文官報の原稿の取扱について」(印刷庁長官発)(国立公文書館本館-2A-029-04・昭57総00061100)参照。

55) 製作面での体制については、『百年史』607頁、『百年のあゆみ』105頁以下を参照。

1949年（昭和24年）9月8日内閣閣甲276号「官報英訳版の原稿について」（内閣官房副長官・印刷庁長官発）⁵⁶⁾

官報英訳版の原稿について

連合国最高司令官発日本国政府宛覚書（別添参照）に基き発行せられている官報英訳版については、昭和二十一年四月四日初版以来、官報発行と同時に発行せられていたが、その後、諸種の事情により逐次発行遅延し、現在においては相当の遅延を見るに至っている実情である。今般、印刷庁におけるライノタイプが完成したため、今後は、印刷の面においては著しく改善されるに至つた。従つて従来英訳版発行遅延の関係から一部許容されていた英文原稿の後送についても、昭和二十四年六月一日公布総理府令・大蔵省令第一号「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」（別添参照）に基いて今後は後送を認めないこととした。

印刷庁においては、前述のような措置に伴つて、総司令部の官報英訳版発行促進に関する要請をこれ以上遷延し得ない事情に迫られているため、来る九月十五日からは、英文原稿を添えた原稿でなければ受領しない方針を堅持することとした。ついては、法律、政令の公布に関しては、その原稿を内閣総理大臣官房総務課から印刷庁に送付する関係上その正確なる英文原稿を、遅くも公布日の三日前（大部のもので総務課における照合に相当日数を要すと認められるものはそれだけの余裕をみて、又、閣議決定後、即日或はその翌日等に公布を要するもので、その余裕のないものについては公布前）までには必ず同課に提出せられるよう、又、貴庁から直接印刷庁に送付する原稿については、公布日の前日午前十一時までに、必ず英文原稿を添えて送付せられるよう取計らわれない。

追て、法律、政令の公布については、原則として英文原稿の到着をまつて、内閣総理大臣官房総務課において主務庁とその公布の日取を打合せすることといたしたいから、その旨予め御承知置き願ひたく、念のため申し添える。

56) 国立公文書館本館 -2A-010-03・類 03346100。別添は省略した。

(d) 翻訳の改善

翻訳については、英文官報発刊当初から、問題が指摘され、国立公文書館に保管されている連絡文書では、担当所管庁に翻訳責任者において訳文の統一を図ることなどが要請されており、問題の多くは、形式の不統一と用語の不統一にあったと思われる。以下の二つの文書例（法律案英訳に関するものを含む）や会議配付資料に、当時の実情が現れている。

1947年（昭和22年）4月16日閣乙42号「英文官報原稿に関する件」（内閣官房総務課長発）⁵⁷⁾

英文官報に掲載する法律、勅令等の原稿は、現在各庁から送付せられたものを当課に於て点検補整して印刷局へ送付しているが、これ等の原稿のうちには多数の誤り補足又は修正を要する箇所が少なくない実状であつて、当課としても、すべての原稿を十分点検する時間の余裕もない場合が多く種々支障を来しているため、今後は貴庁関係の英文原稿は左記によつて完全なものを作製し、当該法令公布希望の日前十分余日を存して当課に到達するようお取計い願いたい。

なお、本件は貴庁部内へも徹底を願いたい。

記

- 一、法律は両院通過後確定したものの翻訳を作製すること。
- 二、勅令は法制局の審査を経たものの翻訳を作製すること。
- 三、上論文の訳文も添付すること。
- 四、訳文は英文官報を参照し用語の統一を期すること。
- 五、原稿は明瞭なもの二通を作製し、校閲した後送付すること。

1949年（昭和24年）5月25日二調合383号「民政局提出法律案英訳文に関する件」（連絡調整中央事務局長官事務代理発）⁵⁸⁾

第五国会に当り総司令部民政局の事前承認を得るため提出せられた法律案の英訳文については重大な誤謬のあつたものが数件にのほり、中には数々の条文の脱落していた法律案もあつた。右は日本政府全体の誠意について無用の疑惑を招く原因ともなる次第であつて誠に遺憾である。ついでには今後法律案の民政局提出に当つては最善

57) 国立公文書館本館 -2A-029-01・纂 03113100。

58) 国立公文書館本館 -2A-029-01・纂 03136100。

の注意を払われる様重ねてお願いすると共に今後英訳文については貴庁渉外主任者を責任者として統一する様御配慮を乞う。

これら翻訳上の問題改善のため、内閣総理大臣官房・外務省・行政管理庁が主催し、各省の翻訳官や印刷庁官報課長などが出席する「英文官報原稿翻訳に関する懇談会」が開催された⁵⁹⁾。

1949年（昭和24年）8月19日の懇談会には、「官報英訳に関する連絡事項に就て」（1949年8月、内閣総理大臣官房総務課）、「法令英訳文例語集」（1949年8月15日、外務省連絡局法制課）、「List of Official English Names of Administrative Organs」（1949年8月19日、行政管理庁）が資料として提出されていた⁶⁰⁾。

このうち、「法令英訳文例語集」では、「はしがき」（連絡局法制課長名）に以下の記載がある。

法令の英訳は総司令部覚書により正確なることを要求せられてい
る。日本の自治の範囲を拡大しようとする最近の総司令部の方針に
伴い法令の英訳は重要性を減少したと判断するとすれば誤れるも甚
しいと云わざるを得ない。直接管理の緩和は、それに逆比例して法
令英訳の正確を要求するものとせねばならない。そして正確な英訳

59) 1949年（昭和24年）8月16日連法合568号「法令の英訳文統一打合せ会の件」（内閣官房副長官・外務事務次官・行政管理庁次長発）（国立公文書館本館-2A-029-04・昭57総00078100）。

60) 前掲注38）「英文官報原稿翻訳に関する懇談会記録No.22」（国立公文書館本館-4E-018-00・雑04143100）。

組織名の訳語資料（上記行政管理庁作成資料）は、1948年（昭和23年）の国家行政組織法（法120）制定に伴う各府省庁設置法制定に際して外務省で開催された打合せ会（1949年〔昭和24年〕4月6日二行合272号「各省設置法案英訳文作成に関する打合せ開催の件」〔連絡調整中央事務局次長発〕〔国立公文書館本館-2A-029-01・纂03137100〕。同年4月8日開催）での検討をもとに作成された資料だと思われる。

なお、1951年（昭和26年）から1955年（昭和30年）に刊行された『職員録』（印刷庁・大蔵省印刷局編）には、日英対照の組織用語リストが掲載されており、公的な性格をもったものと考えられる（印刷庁編『職員録』（印刷庁、1951年）75頁以下、大蔵省印刷局編『職員録』（大蔵省印刷局、1952年）71頁以下、大蔵省印刷局編『職員録』（大蔵省印刷局、1953年）69頁以下、大蔵省印刷局編『職員録』（大蔵省印刷局、1955年）71頁以下）。

現在の、英文組織名は、公定訳ではないが、日本法令外国語訳データベースシステム（法務省所管）のウェブサイトで見ることが可能である（http://www.japaneselawtranslation.go.jp/rel_info/rel_info_etc?re=01）。

法令の提示は法令内容の適正なることと相まつて管理の緩和を促進するものと云いうる。この見地に立つ時各府省庁委員会において法令英訳に当られる人々の責任は極めて重大だとせねばならない。

こゝに法令英訳例語集を提供するのはこの重大な責任遂行の一助とするために外ならない。第六回国会分に間に合わせるため、取りあえず不十分なまゝ提供する。漸次各位の御協力を得て改善して行きたい。

併せて、同文書には、「法令英訳心得」として、次のような注意書きがある。

1. 正確なこと

- (イ) 法律の意味を十分に理解して訳すること。
- (ロ) 改正の時困るから意訳は避けまた字句を絶対に省略しないこと。
- (ハ) 法令の意味が本来不明瞭であるか、法律が間違っている時は、不明瞭なまゝ、又は間違つたまゝで訳しておくこと。この場合は逐語訳にしておくこと。
- (ニ) 美文訳を心掛けず実用訳とすること。

2. 訳語は統一あるものを用いること。

- (イ) 法律で定義した訳語は、その法律では勿論、改正法でもその訳語を使うこと。
- (ロ) 改正法の時元は元の法律の英訳を参照しつゝ、訳すこと。
- (ハ) この訳語例集を参考として訳語の統一をはかること。前後の関係から訳語例集の訳語が不適當な時には適訳を用いること。

さらに、「官報英訳に関する連絡事項に就て」においては、英訳文の行頭からの字下げなど形式面についても、細かな指示がなされている。

例えば、法律・政令の条については、要約すると以下のような形式によることが記載されている。

条文見出しは丸かっこに入れ、行頭から2字下げで記載し(3字目に起こしのかっこを置く)、閉じかっこの後ろで改行。アンダーラインは使わない。

条名は行頭から字下げなしで、Article 1. のように数字のあとにピリオド

ドを付し、その後ろは2字あき（Article は文頭・文中にかかわらず常に大文字とする）、条の折返しは、行頭から5字下げる。

条文中の条項号の記載は、第一条第二項第三号の場合、Article 1 paragraph 2 item（3）又は Art. 1 par. 2 item（3）とし、一つの法令の中は、同じ形式で統一する。

条の中を段落（項）に分ける場合、項番号は第二項以下にのみ付け、各項番号はピリオドを付し、行頭から3字下げて記載する。項番号の後ろは2字あき、折返しは行頭から5字下げる。

号名はカッコ付きの数字とし、行頭から5字下げて記載する。折返しは行頭から7字下げる。一組の列記（箇条書き）中は、最終の号を除き、各号の末尾にセミコロンを付け、最終の号の末尾はピリオドとする。

このような細かな指示は、官報（邦文）の形式を英文上で忠実に再現して、英文においても、形式が不統一になることのないようにすることを意図したものと思われる。

英文の形式を指示した文書の画像（部分）を本稿末に付録として掲げる。

（4） 英文官報の終刊

1952年（昭和27年）4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約5号）が発効し、それに伴って、英文官報の発行は同日限りで廃止された⁶¹⁾。

英文官報の終刊後、官報そのものの外国語訳を行う動きはみられない。

3 英訳版刊行に伴う官報との相違点

英文官報は、官報（邦文）の英訳版であり、その発行にあたっては、形式も含めて官報の内容をそのまま英文に移すことを原則とした作業が行われた（前掲1946年〔昭和21年〕3月22日の各省庁官報報告主任会議における議題「英訳文作製及び取扱要領」の項を参照）。

61) 1952年（昭和27年）4月28日総理府甲206号「英文官報の発行の廃止について」（内閣官房長官発）（国立公文書館分館-05-047-00・平12 経企00038100、本館-3A-035-00・平1 総00063100）参照。

先に述べた官報登載事項で英文官報の登載を省略することとした事項⁶²⁾はその例外だが、そのほかにも、英文官報には官報との相違点がある。いずれも、英訳版の刊行に当然伴うものであるが、以下三点について指摘しておく⁶³⁾。

(1) 英文官報の正誤

官報（邦文）に掲載内容の訂正を示す正誤があるように、英文官報にも正誤がある。

官報の正誤には、「印刷誤り」と「原稿誤り」があるが、英文官報の正誤にも、“Errata”として記載されるものと、“Correction”として記載されるものがあり、それぞれが「印刷誤り」と「原稿誤り」に対応しているものと思われる。

官報にみられない特色として、英文官報では、翻訳の訂正を正誤で行う（法令名の訂正ばかりでなく、法令そのものの翻訳を訂正する）場合があることが挙げられる。

現在刊行されている官報では、正誤欄は本紙の最終頁に掲載されているが、英文官報が発行されていた時期の正誤は、官報の場合も英文官報の場合も、各号のどのあたりに挿入するか掲載箇所が一定していない。

そのため、この時期の正誤情報を正確に追う作業は困難だが、英文官報では、法令題名翻訳の訂正や、法令の翻訳そのものの訂正が、正誤欄を使ってなされる場合があり、正誤の確認が不可欠である。

英文官報の正誤で行われた法令名の訂正の例として次のものがある。

- ① 1947年（昭和22年）11月19日法律135号「海難審判法」の英文題名“Sea Casualties Inquiry Law”を“Marine Accidents Inquiry Law”に訂正（1949年5月31日 Extra No.60 p.1 Correction）。
- ② 1948年（昭和23年）7月30日法律201号「医師法」の英文題名“Medical Practitioner Law”を“Medical Practitioners Law”に訂正（1949年8月11日 1010号 p.4 Errata）。

62) 前掲「Ⅲ 2 (3) (b) 発行の遅延と掲載事項の省略」参照。

63) このほか、各号冒頭の主要目次の不掲載がある。官報には、1949年（昭和24年）9月1日から、各号1ページ目に「主要目次」が掲載されるようになったが、英文官報には、この変更が反映されていない。

また、法令の翻訳そのものの訂正が正誤によってなされた例として次のものがある。

- ① 1948 年（昭和 23 年）7 月 30 日法律 199 号「人身保護法」の英文全体を訂正（1949 年 8 月 8 日 1007 号 p.6-8 Errata）。英文題名の訂正はなし。
- ② 1949 年（昭和 24 年）4 月 30 日法律 38 号「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の英文全体を訂正（1949 年 12 月 9 日 1110 号 p.10-14 Correction）。英文題名“Law for Partial Amendments to the Welfare Pension Insurance Law and Others”も“Law Amending a Part of the Welfare Pension Insurance Law and the Others”に訂正。

上記以外で、筆者らが確認した、正誤による法律の英文題名の翻訳変更を掲げる（併せて翻訳そのものを訂正した場合がある）。

1909 年（明治 42 年）法 30「耕地整理法」の英文題名

→ “the Cultivated Field Adjustment Law”

掲載：1949/11/4 No.1081 p.12 Errata

1921 年（大正 10 年）法 37「食糧管理特別会計法」の英文題名

→ “Food Management Special Account Law”

掲載：1950/3/25 No.1196 p.18 Correction

1923 年（大正 12 年）法 42「農林中央金庫法」の英文題名

→ “Central Cooperative Bank for Agriculture and Forestry Law”

掲載：1949/8/17 No.1015 p.24 Correction

1942 年（昭和 17 年）法 40「食糧管理法」の英文題名

→ “Food Management Law”

掲載：1950/3/25 No.1196 p.18 Correction

1947 年（昭和 22 年）法 217「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法」の英文題名

→ “Law for Business of Massage, Accupuncture, Moxa-Cautery, Judo-Orthopaedics, etc.”

掲載：1949/8/11 No.1010 p.4 Errata

1948 年（昭和 23 年）法 162「国立光明寮設置法」の英文題名

→ “the National Home for the Blind (Komyo-Ryo) Establishment Law”

掲載：1949/8/11 No.1010 p.4 Errata

1948 年（昭和 23 年）法 202「歯科医師法」の英文題名

→ “Dentists Law”

- 掲載：1949/8/11 No.1010 p.4 Errata
1948年（昭和23年）法204「歯科衛生士法」の英文題名
→“Dental Hygienists Law”
掲載：1949/8/11 No.1010 p.4 Errata
1949年（昭和24年）法152「国立身体障害者更生指導所設置法」の英文題名
→“Establishment Law of the National Institution for the Guidance on Rehabilitation of the Physically Handicapped Persons”
掲載：1949/8/11 No.1010 p.4 Errata
1950年（昭和25年）法47「社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律」の英文題名
→“Law for the Establishment of the Social Insurance Council, the Social Insurance Medical Council, the Social Insurance Referee and the Social Insurance Appeals Committee”
掲載：1951/2/17 No.1467 p.17-22 Correction（タイトルを含め全文訂正）
1951年（昭和26年）法140「農漁業協同組合再建整備法」の英文題名
→“Law for Reconstruction and Rehabilitation of Agricultural Cooperative Associations and Fishermen’s Cooperative Associations”
掲載：1951/6/21 No.1570 p.25 Correction

正誤原稿の扱いなどは、「官報正誤ノ原稿ニ付テモ本案ノ原稿ニ準ジ提出ノコト」（前掲「官報原稿英訳文ノ作製及其ノ取扱要領」五）とされていたが、正誤そのものについては、官報におけるほどの厳密さが確保されていたわけではない。英文には綴りの誤りなどが目につくものもあるが、一つ一つ正誤で訂正することは行われていない。以下に、例を掲げる。

1947年（昭和22年）12月22日法律222号「民法の一部を改正する法律」の英文には、下記のような誤植が多数あるが、正誤が出された形跡はない。

[775 条]

Article 775. The right of denial mentioned in the preceding Article shall be exercised by an action against the child or the mother exercising parental power. In case there is no mother who exercises parental power, the Court of Domestic Relations must appoint a special representative.

* apoint は、appoint の誤植と思われる。

[834 条]

Article 834. If a father or mother abuses parental power or is guilty of gross misconduct, the Court of Domestic Relations may, on the application of any of the child's relatives or of a Public Procurator, adjudge the forfeiture of the perental power.

* Proculator は、Procurator の、perental は、parental の誤植と思われる。

[844 条]

Article 844. A guardian may, where any reasonable ground exists, resign his office with the leave of the Court of Domestic Relations.

* risign は、resign の誤植と思われる。

[848 条]

Article 848. A person who can designate a guradian can designate by will a supervisor of the guardian.

* guradian は、guardian の誤植と思われる。

また、日本国憲法（1946年〔昭和21年〕11月3日）についても、正誤が必要な箇所がある。憲法82条は、裁判の公開を定める規定で、草案検討段階で、条を段落に分け、2項から成る条となったが、英文官報に掲載されたテキストは項に分けられていない。

[官報]

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害す

る虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

〔英文官報〕

Article 82. Trials shall be conducted and judgment declared publicly. Where a court unanimously determines publicity to be dangerous to public order or morals, a trial may be conducted privately, but trials of political offenses, offenses involving the press or cases wherein the rights of people as guaranteed in Chapter III of this Constitution are in question shall always be conducted publicly.

日本国憲法の正式な条文は官報に掲載されたものであり、英文についても、Where 以下は段落を改め、第2項とすべきものと思われるが、正誤は見当たらない⁶⁴⁾ ⁶⁵⁾。

紙の原稿をもとに、組版を行っていた当時の作業において、綴りの誤りなどの誤植が全くない印刷物を刊行することは、まず不可能であったといつてよい。本来、法律などについては、発行した印刷物を改めて点検し、誤りが発見されれば正誤を出して訂正するのが望ましいが、英文

64) 憲法についても、掲載した官報に誤りがあれば正誤で訂正する。

大日本帝国憲法について、官報明治22年2月14日付1685号121頁に掲載された正誤を参照。この正誤を掲載することになった経緯について、金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』（日本青年館、1937年）186頁以下に記述がある。

日本国憲法については、帝国議会通過後、英文官報に掲載するため、日本文正文と英文を合わせる全面的な調整作業が行われているが、作業は訳語の対応検討を中心としたものだったと思われる（佐藤達夫〔佐藤功補訂〕『日本国憲法成立史 第四巻』〔有斐閣、1994年〕1011頁以下参照）。

65) 公的な機関が発行した日本国憲法の英文冊子が2種類あることは、一般にあまり意識されていない。一つは英文官報（1946年〔昭和21年〕11月3日号外）であり、もう一つは内閣官房が作成した冊子（“The Constitution of Japan”〔Cabinet Secretariat〕）で、内容にかかわるようなものではないが、2つの条で相違点がある。82条（裁判の公開の規定）と103条（公務員の地位に関する経過規定）で、内閣官房冊子の82条には、上記の段落（項）に分ける訂正が織り込まれた形になっており、103条にはコマの付け方が相違する箇所がある（「日本国憲法英文」国立公文書館本館-2A-040-00・資00179100参照）。103条の相違点がどのような経緯で生じたかは今のところ不明である。103条について、法務省所管「日本法令外国語訳データベースシステム」では英文官報によっており、国立国会図書館のウェブサイトに掲載されているテキストは、内閣官房冊子によっているものと思われる。

官報の作業においては、そこまでは手が回らなかったというのが実態だと思われる。

一部掲載を省略した項目があることなどを除けば、英文官報の作業は、官報にはほぼ忠実に対応するように行われており⁶⁶⁾、正誤についても、機関名の誤りや条文中の法令条数の誤りなどの訂正は官報と同様に行われている。一方で、翻訳の訂正を正誤で行っている点は、当時の官報との際だった相違点である。

(2) 訂正版の発行

法令題名の翻訳の訂正や、翻訳そのものの訂正（全文置換え）が、訂正版の刊行によって行われた例がある。

Corrected Edition として刊行された本紙 1 号と、そのような表示なく刊行された号外が存在する。

(a) 本紙訂正版（Corrected Edition）の発行

1947 年（昭和 22 年）12 月 17 日本紙 516 号には、訂正版があり、Corrected Edition というサブタイトルを加えて発行された。刷換え発行を依頼する行政文書が、翌年 4 月 5 日付であることから、訂正版（Corrected Edition）の発行は、1948 年（昭和 23 年）4 月頃と思われる。

同号の主な収録内容は、昭和 22 年法律 193 号～203 号、同政令 272 号、同大蔵省令 122 号・123 号、同農林省令 93 号であるが、このうち法律 193 号～196 号、201 号について、新原稿への差替えが行われ、併せて誤植の訂正が行われた⁶⁷⁾。

主な訂正点は、組織名など訳語の訂正⁶⁸⁾、不要なコンマの削除、大文

66) 英文官報と対応する官報を対比すると、分かりやすい。法律掲載号について、英文官報とともに官報該当号（邦文）の画像検索が可能な <http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/project/jagasette> を参照。同画像検索システムについては後述する。

67) 1948 年（昭和 23 年）4 月 5 日内閣閣乙 16 号（内閣官房内閣事務官発）〔昭和二十二年十二月十七日ノ官報本紙ノ英文官報ノ英文中ノ誤り刷リカエ発行方ノ件〕国立公文書館本館 -2A-029-01・纂 03130100) 参照。

68) 本紙 516 号訂正版（Corrected Edition）における訳語訂正には以下の例がある（法 193～195 は、英文題名も訂正した）。

法務庁	Legal Affairs Office	→	Attorney-General's Office
法務総裁	President of Legal Affairs	→	Attorney-General
法制長官	Director-General of Legislation	→	Legislative Assistant to the Attorney-General
保護処分	rehabilitation	→	correction

字・小文字の使い分けの訂正、機関名や法令条項等表示の形式的な訂正で、内容上の訂正はみられない。

Corrected Edition というサブタイトルを付した訂正版の発行は、この号以外、筆者らが確認したものはない。

(b) その他の訂正版

1947年(昭和22年)6月21日には、5頁の号外(Extra)が2号あり、使用している活字や組み方に違いがあるため、別に印刷されたものと思われる。掲載されているのは公示催告(Public Notice)で、内容に相違はないが、人名・住所等のローマ字表記が訓令式のものとはボン式のものとの違いがあり、併せて何か所かの誤植訂正がなされている。表記について指摘を受け、訂正したものではないかと思われるが、訂正版刊行による同様の訂正がほかの号でも行われていたかどうかは、今のところ十分な確認ができていない。

(3) 号外の欠号表示

英文官報は官報の英訳版であるが、掲載事項の省略(官報掲載事項中英文官報掲載事項の省略)が行われたため、号外については、掲載内容によって、官報(邦文)は発行されているが、対応する英文官報は発行されない場合がある。そのような場合、暦年の通し番号が表示されるようになった1948年(昭和23年)9月7日以降の号外については、原則として、発行されなかった号外の次の号(作業が間に合わなかったためか、その後の号外になった例もある)の番号欄に、省略された号外番号を「(No.XX Omitted)」の形で表記している⁶⁹⁾。

69) 1948年(昭和23年)10月19日号外の号外番号欄には、「EXTRA No.15 (No.14 Omitted)」と表示されている。同年10月15日の官報号外14号には、叙任及辞令と彙報(官庁事項)が掲載されている。

英文官報で欠号と表示されている号外は、以下の号である(かっこ内は対応する官報号外の発行日である)。

1948年(昭和23年) Extra No.14 (10月15日)・No.16 (10月19日)・No.25 (11月8日)・No.39 (12月2日)・No.44 (12月14日)

1949年(昭和24年) Extra No.19 (2月16日)・No.24 (3月19日)

1950年(昭和25年) Extra No.71 (6月29日)・No.72・No.75・No.76・No.77 (以上、6月30日)・No.84 (7月7日)・No.85 (7月8日)・No.86 (7月10日)・No.88 (7月12日)・No.92 (7月28日)・No.103 (8月28日)・No.131 (12月16日)

1951年(昭和26年) Extra No.21 (3月27日)・No.104 (12月8日)・

このように、英文官報には官報（邦文）と相違する発行形態がとられている場合があるが、それは翻訳の訂正や掲載事項省略に伴う号外番号の処理などによるものであり、官報の英訳版としての性格を保った上での相違と考えることができる。

4 英文官報発刊後の法令翻訳

英文官報の作業が軌道に乗りつつあった1949年（昭和24年）から1952年（昭和27年）ごろにかけては、法務府などによる主要法律の英訳が刊行されている⁷⁰⁾。当時の現行規定をまとめることで、英文官報の作業資料とする目的があったと思われるが、それまでの英文官報作業に不備があれば、それを訂正した資料をまとめておく意味も持っていたと考えられる⁷¹⁾。

これらの翻訳資料については、連合国軍最高司令官総司令部からも、法律案審査のための資料として、その提供が求められていた。次の文書がその様子を伝えている。

1950年（昭和25年）3月4日連法合237号「英文法令関係印刷物送付方依頼の件」（外務事務次官発）⁷²⁾

本件に関しては昭和二十四年十二月二十四日付連法合第一一三三号をもつて送付方御依頼したが、今般さらに総司令部法務局法律課長オブラー博士より「総司令部の審査のため提出される一切の法律案ならびに政令については法務局法律課にコピーが廻付され審査を行つているが、一々英文官報を参照することはそれだけ審査がおくれることとなり、また特に度々改正せられたものについては参照もれが生じ審査に無用の時日を費すことも生ずるので、各政府機関で

No.105（12月25日）

70) 下記のものなどがある。

The Code of Criminal Procedure〔法務庁訳〕（大学書房，1949）

The Penal Code of Japan〔法務府訳〕（Supreme court of Japan, 1950）

The Civil Code of Japan（Attorney General's Office, 1951）

The Commercial Code of Japan（Attorney General's Office, 1951）

71) 1949年（昭和24年）12月24日連法合1133号「英文法令関係印刷物送付方依頼の件」（外務事務次官発）（国立公文書館本館-2A-029-04・昭57総00118100）、後掲1950年（昭和25年）3月4日連法合237号「英文法令関係印刷物送付方依頼の件」記五参照。

72) 国立公文書館分館-05-047-00・平12経企00037100。

英訳又は和英対照の関係現行法律集（又は法令集）を編集した場合には必ず六部を法務局法律課に提出せられたい」との要請があつた。ついでには今後左記要領にて該当印刷物を提出せられるようお取り計らいありたい。

記

- 一、提出せられる法律集(法令集)は、英文法律(法令)を編集印刷したもので、和文のみのもの又は謄写刷のものは提出の必要はない。
- 二、提出部数は六部であるが、当省連絡局法制課用として一部、合計七部とせられたい。
- 三、提出は、当省連絡局法制課に対してなされたい。
- 四、提出期日は三月十日までとし、該当印刷物のない場合には、同日までにその旨当省連絡局法制課(岩本事務官)までに電話で御通報ありたい。
- 五、あらたに本要請に該当する印刷物を作製せられる際には英文官報掲載の法律(法令)においてしばしば見受けられる誤訳あるいは省略を訂正補完せられたものとせられたく、その際は「英訳当時における手不足、不熟練等による誤訳、脱落等を訂正補完し、和文原法律(法令)に出来るだけ忠実なるものとした。従つて英文官報掲載のものと若干相違あり」との断り書きを法律集〔ママ〕冒頭第一頁に掲げることとせられたい（この点は民政局国会政治課係官と打合せずみ）。なお、法律集(法令集)の形式としては差し換えが可能なものとせられたい（この点法務局法律課の希望）。

この時期には、日本の府省庁による法令翻訳が、連合国総司令部からも一定の信頼を得ていたことがうかがえる。

ただし、これら英文官報以外の法令翻訳作業は、主要法典を中心に行われてきており、そこには取り上げられない、英文官報にのみ掲載される翻訳情報も少なくなかったことに留意すべきである。

5 英文官報画像検索・閲覧システム

英文官報については、所蔵機関が限られており、その所蔵も全号の所蔵ではない。画像による収集と公開は、そのような不都合を補うもので

ある。現在2つの機関が画像の公開を行っている。

(1) 名古屋大学の検索・閲覧システム

英文官報については、名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センターのウェブサイトで画像の簡易検索システムを一般に公開している(<http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/project/jagasette>)。

同センターでは、日本の標準翻訳辞書の品質向上のための研究に、官報とその英語訳である英文官報を素材として、日英対照の検索可能なデータを作製する目的で、英文官報の入手を進めてきた。

入手可能な原本は購入し、未入手の号は、所蔵機関の協力を得て、画像での入手を行った。幸い、発行を確認した全ての号の入手を終えたことから、作製した画像を一般に公開することとしたものである。

同センターでは、入手した画像を使って、英文官報発行期間内に公布された法律について、日英対照データの作製・分析を行っている。

上記検索システムでは、英文議会議事録を除く、発行が確認された全ての号についての検索が可能である。

また、法律等（いわゆるポツダム命令等一部法律以外のものを含む）の掲載号については、対応する官報の画像を併せて収録しており、発行日、日英の題名等での検索・閲覧と画像データのダウンロードを行うことができる⁷³⁾。

英文官報についての簡単な解説が掲載されているトップページから、画像検索ページに入ると、種別（本紙・号外・物価号外の別）、発行日、掲載法律等の題名（邦文）、掲載法律等の題名（英文）での検索を行う検索画面が開く。検索語を入力又は選択し、検索ボタンをクリックすることで、検索が可能になる。ただし、同一の項目欄で複数のキーワードによる検索の指定はできない。

検索画面の右下（月別目録一覧表の右上）にある「検索が実行しないときは、こちらへ・・・」とあるリンクをクリックすると、事前に用意されている検索結果を開くためのメニューが表示される。1946年から

73) 画像の公開は、以下の手順で行った。2011年3月に名古屋大学が原本を所蔵するものの画像を公開し、2012年3月に、発行を確認した全ての号の画像を、一部対応する官報の画像、月別目録全号の画像と共に公開した。

52年までの各暦年、本紙全件、号外全件、物価号外全件と、公開している全件（全号）の検索結果表示（発行日順、号数の記載があるものは号数順）が可能である。

この検索システムは、Active X、JavaScriptの使用が前提となっており、Safari、Google Chrome などには対応していない。Internet Explorer、Firefox などでも、Active X、JavaScript が利用できる設定が必要である。

上記の事前を用意された検索結果は、ユーザーが使用中の環境で、本検索システムが稼働しない場合を想定し、用意しているものである。なお、検索ページからは、特定の月の月別目録（日英）を開くことが可能である。ただし、目録は画像のみで、目録の項目から記事の画像を開くことはできない。

予算の制約もあり、検索機能が十分とは言えないが、発行を確認した全ての号の画像と所蔵一覧、法律等（いわゆるポツダム命令を含む）の掲載号については、対応する官報の画像も提供されており、掲載法律については日英の法律題名での検索が可能（簡略化された目録の件名ではなく正式な題名が入力してある）であることから、利用しやすいシステムになっていると思われる。

図3 英文官報検索・閲覧システム



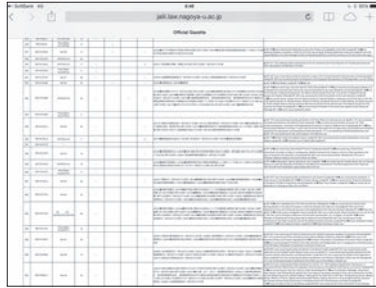
検索・閲覧システムのトップ画面



検索画面（通常の検索画面）



事前に用意した検索結果のメニュー画面



全件検索結果表示画面



検索画像（英文官報・官報）

本データベースには、2014年5月、画像検索に加えて、法律についてのみだが、文脈検索の機能が追加された。文脈検索は、法令文中で用語（キーワード）やその訳語が用いられている文脈の検索を可能とするもので、検索画面で日英いずれかのキーワードを入力し検索すると、そのキーワードを含む法令文を表示し、併せて、その翻訳データから対応する翻訳部分を自動的に推定して表示するものである⁷⁴⁾。

74) 文脈検索については、下記を参照。

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/index/info_search/?re=01&info=3

前掲注 22) 外山ほか「日本法令外国語訳データベースシステムの設計と開発」41頁以下

なお、この文脈検索については、使用されている日英の条文データがどのように作製されたものか明らかにされていないが、官報（日本語）のデータについては、国立印刷局の官報情報検索サービス（有料）で公開されているデータと同じ誤植がみられる（上記「民法の一部を改正する法律」中の民法 766 条・

文脈検索は、前述した法務省所管「日本法令外国語訳データベースシステム」ではじめて実用化されたものだが、この機能を使って、官報・英文官報に掲載された法令データを利用する場合には、注意しなければならない点がある。官報・英文官報に掲載される法令のかかなりの数が、新制定や全部改正の法令ではなく、したがって、その法令の全文は掲載されていない場合が多いことである。

英文官報刊行期間は、日本の法制・裁判制度の大きな改革が行われていた時期で、多くの主要な法律の制定・改廃がなされた。この期間に公布された憲法・法律は計1,625件だが、新制定・全部改正はそのうちの791件で、半数以上の834件は、法律の部分的な改正や法律そのものの廃止を規定したものであり、官報・英文官報には、その改廃を規定する部分しか掲載されていない。六法とよばれる主要6法典を例にとると、この時期に刊行された官報・英文官報に全ての条文が掲載されているのは、日本国憲法（1946年〔昭和21年〕憲法）と刑事訴訟法（1948年〔昭和23年〕法律131号）の2件にすぎない⁷⁵⁾。

法令翻訳辞書や翻訳作業そのものの資料としてこれらのデータを利用する場合は、その法令全文の翻訳や、それら翻訳の実例をもとに作成された辞典⁷⁶⁾などを使って、データを補充する必要があると思われる。

(2) 国会図書館の画像公開

英文官報については、国立国会図書館においても、所蔵号の画像がウェブサイトで公開されるようになった（館内限定の公開が、2012年4月9日から変更された。<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2892939>）。最大の特徴

824条・832条など。OCR〔光学文字認識〕の誤りによるものと思われる。使用するデータについては、何らかの検証作業を行うことが望ましい。

75) たとえば、「民法の一部を改正する法律」（1947年〔昭和22年〕法律222号）は、民法の親族編・相続編の全部改正を規定した法律で、親族法部分（第4編・第5編。民法725条～1044条）については、全文が官報と英文官報に掲載されているが、債権法部分（第1編～第3編。民法1条～724条）で条文が条単位で掲載されているのは、この改正によって新たに加えられた1条、1条ノ2、159条ノ2と、改正によって削除された削除条の表示のみである。

この法律に限ってみると、「物権」「不法行為」の語はそもそも使われていない。「債権」の用例はあるが（832条〔obligatory right〕、912条〔obligation〕等）、民法第3編（債権編。399条～724条）での用例がない。新制定・全部改正法令を除くと、基本的な用語や用例が欠落する可能性がある。

76) 前掲注70)、注34)に掲げた文献など。

は、英文議会議事録についても、同館所蔵の範囲で閲覧が可能になったことで、同資料は所蔵する機関が少ないだけに有用である（同資料の画像を閲覧する場合は、国会図書館の蔵書検索画面で、“Minutes of the Proceedings in the House of Representatives”等、タイトルから検索するのがよい）。

ただし、国立国会図書館での英文官報の公開は、撮影した画像を刊行日ごとにまとめて提供しているだけで、画像へのリンクが号に分割されておらず、目次データも提供されていない。特定の日に多くの号外が発行されている場合も、製本された本のページを前から順にめくっていくのと同じ作業をすることになり、必ずしも使い勝手がいいとは言えないのが難点である（何十頁もの画像を開いた結果、探している号は欠号だったことが分かるということもある。1948年（昭和23年）7月7日の公開画像を参照。Extra（3）が欠号となっている）。

同館のウェブサイトで公開されている官報（邦文）の画像については、1952年4月30日刊行分までの公開だが、目録データが提供されていて、その範囲で記事の検索が可能になっている。当面は、その目録データ（邦文）を使って、英文官報の該当号についても検索を可能にすることができるのではないと思われる。英文の目録データも作製して、日英での検索が可能になればさらに使いやすくなる。今後の改善に期待したい。

6 法令外国語訳資料としての英文官報

英文官報の刊行は、法令翻訳が国の事業として組織的・継続的に行われた初めての作業である。その作業は、連合国総司令部の指示によるものであったが、官報同様、厳格な基準のもとで行われた。一部掲載事項の省略はあったものの、官報の主要部分は全て翻訳しており、そこから得られる翻訳情報は、個別の法令に限定した一般の翻訳とは違った資料価値を持っているものと思われる。

英文官報については、刊行作業が軌道に乗ってから終刊までの期間が3年ほどであるが、それまでの期間においても、すでにみてきたように、英訳文について、用語の統一を図り、質の高いものを遅滞なく提供するためのさまざまな試みが繰り返されている。その分析も、また、今後の法令翻訳を検討する上で有益な資料になると考えられる。

IV おわりに

本稿では、日本法令の外国語訳事業を概観した上で、戦後占領期に刊行されていた官報の英訳版（英文官報）に焦点をあて、英文官報がどのような内容と特色を持っているかを明らかにすることを通して、法令外国語訳と法令翻訳辞書の検討を行う上で英文官報が持つ意義を考察した。

法令の外国語訳が積極的に行われるようになったのは、明治期に遡るが、翻訳はその時々が必要に応じて行われており、過去に翻訳した資料の蓄積も十分に行われてきてはいない。

現行の法令は、法律だけでも 2,000 件近くある。多量の原稿の翻訳には用例の蓄積が不可欠である。英文官報を含め、現存する資料を収集・分析することは、今後の翻訳事業に十分資するものと思われる。

一方で、実務に耐える法令の外国語訳を行うためには、多くの法令に頻繁に行われる改廃を的確・迅速に織り込んだ翻訳データを作製することのできる、早さと正確さを確保したシステムが必要になる。そのためには一定の機械的な処理が不可欠であり、多くの資料のデジタル化が望まれる。

英文官報は、また、連合国総司令部の占領政策にも眼を向けさせるものであった。官報について、そのすべてを内容・形式ともに対応する形で英訳させ、しかも、官報（邦文）刊行と時間的なずれを最小にして提供させるという占領政策のあり方は、それ自体研究対象としてさまざまな可能性を秘めており、その関連で今後の英文官報研究もそれなりの意義があると思われる。

謝辞

英文官報（その一部については対応する官報を含む）の収集にあたって、名古屋大学に所蔵のない号については、下記機関の蔵書から、必要号の撮影又は複写をさせていただいた。

国立国会図書館支部法務図書館（英文官報のみ）

国立公文書館

国立国会図書館

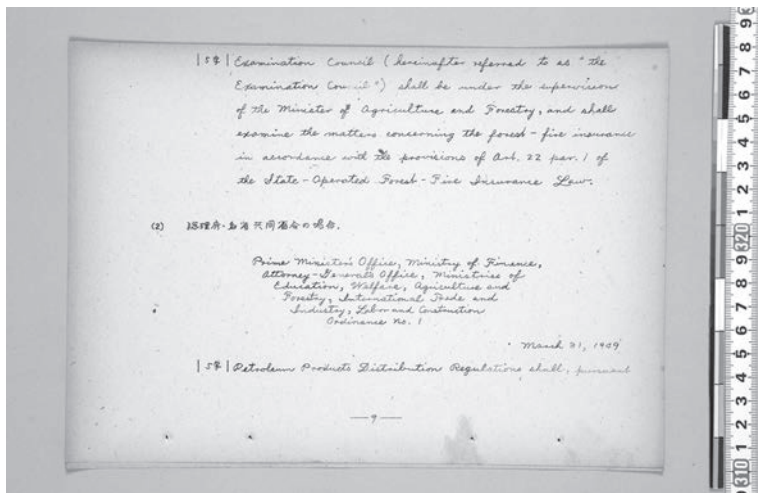
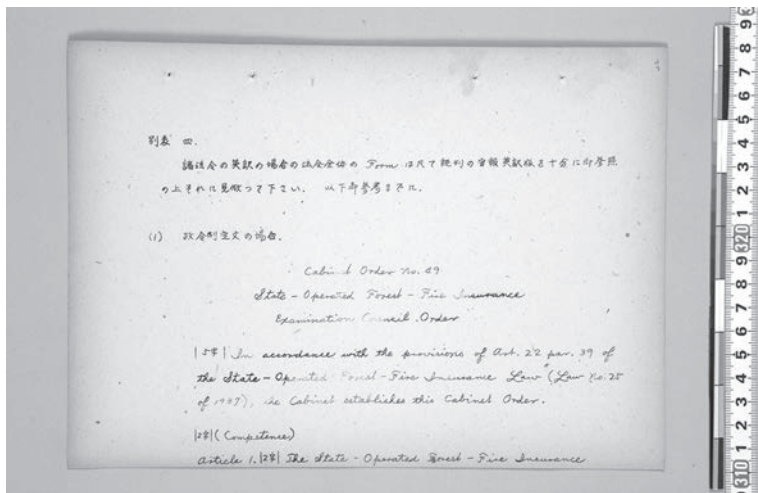
東京都立中央図書館（官報のみ）

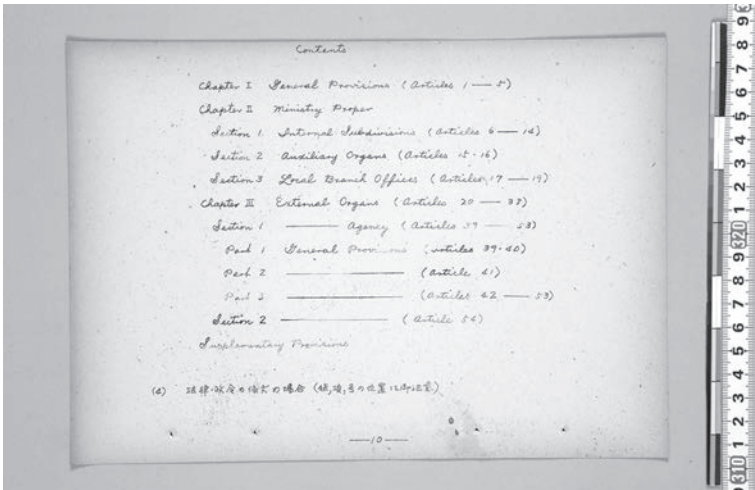
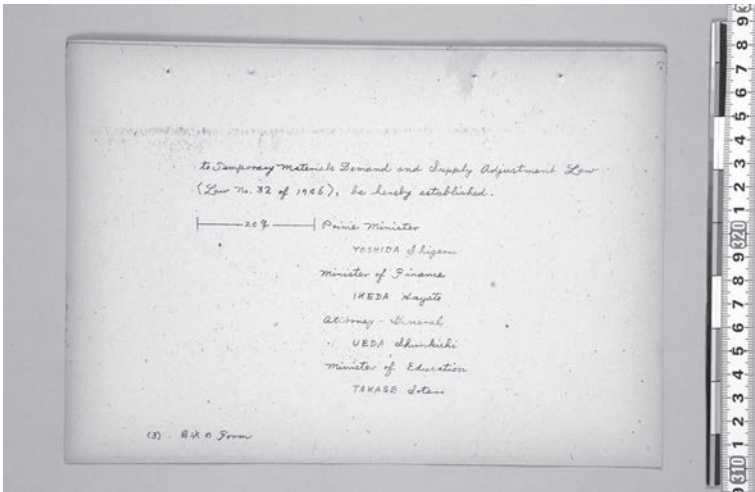
ご協力いただいた各機関、なかでも、20,000 頁を超える蔵書画像の公開について、格別のご配慮をいただいた、国立国会図書館支部法務図書館に、厚く御礼を申し上げます。

なお、英文官報画像データ及び画像検索・閲覧システムの作製、及び本稿執筆にあたって、科学研究費基盤研究（A）課題番号 20240024「漢字文化圏法令データベースの構築を通じた比較法研究基盤の確立」（平成 20 年 - 22 年度）、科学研究費基盤研究（S）課題番号 23220005「漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築」（平成 23 年 - 27 年度）、特別経費「日本法令の国際発信を支える法学・情報科学融合研究の推進」（平成 22 年 - 27 年度）に基づく補助金の一部を使用させていただいた。

また、本稿執筆にあたり、戦後期の資料の引用方法について、名古屋大学大学院法学研究科増田知子教授より貴重な助言をいただいた。

付録：「官報英訳に関する連絡事項に就て」(部分)



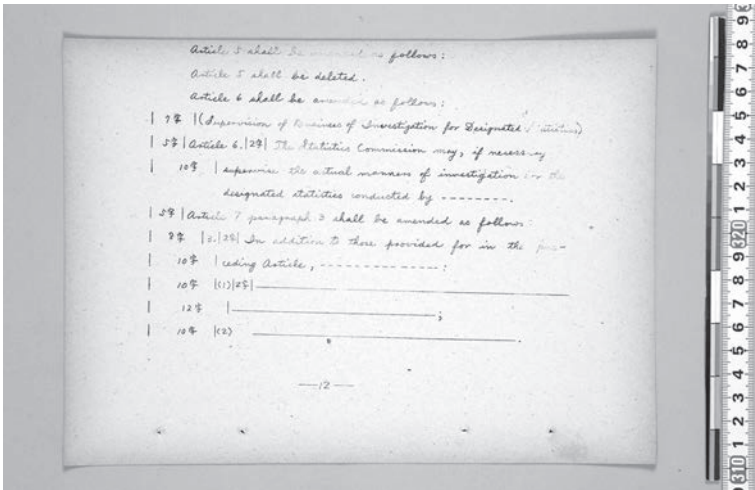
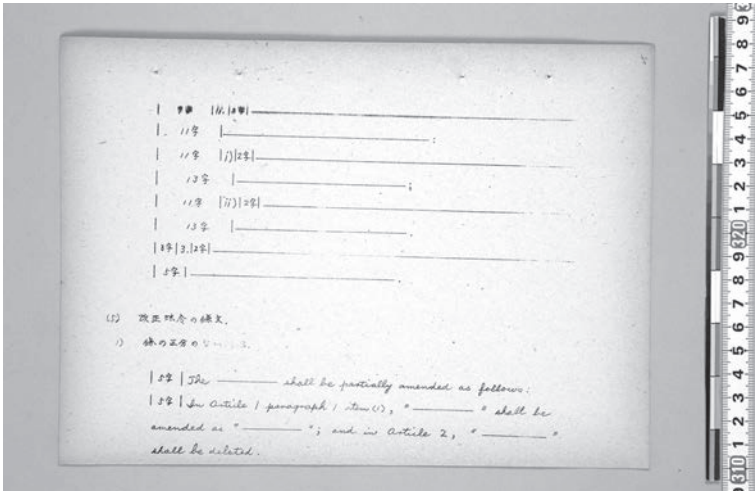


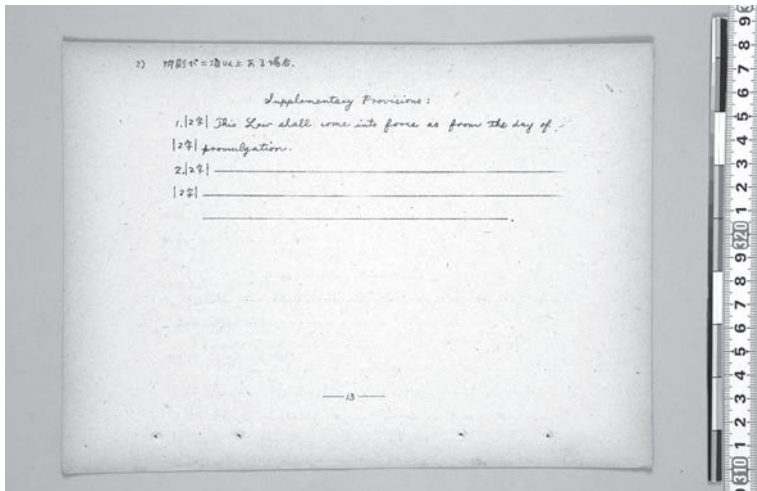
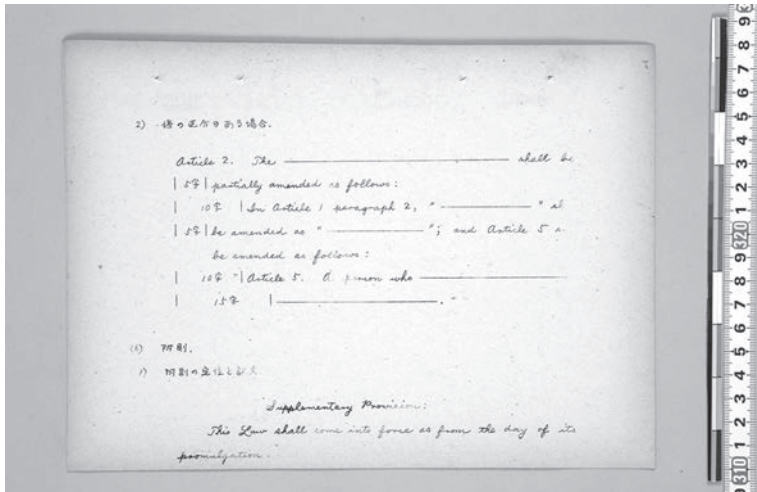
Chapter I. General Provisions

29 (Purpose of this Law)
Article 1. [29] The purpose of this Law is to define clearly the scope
[29] of responsibilities and the powers of the Prime Minister's
Office and to provide an organization fit for the efficient
conduct of the administrative affairs under the jurisdiction
of the Office.

Article 3. The Prime Minister's Office shall be the administrative
[30] organ responsible for the integrated administration of the
following administrative affairs of the National Government:
[30] (1) [29] Remains, statistics and surveys as well as allocation
[29] of paper for newspapers and publications;

[29] (2) [29] _____
[29] (3) _____
[29] (4) [29] _____
[29] (5) [29] _____
[29] (6) [29] _____
[29] (7) [29] _____
[29] (8) [29] _____
[29] (9) [29] _____
[29] (10) [29] _____
[29] (11) [29] _____





(国立公文書館所蔵「英文官報原稿翻訳に関する懇談会記録 No.22」
〔請求番号：本館-4E-018-00・雑 04143100〕に収録